

秋田県総合食品研究センターにおける公的研究費の管理・監査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田県総合食品研究センター（以下「センター」という。）における公的研究費の適正な管理と監査体制を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は次のとおりとする。

- (1)「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省並びにそれらが所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2)「研究員」とは、センターの職員のうち、研究に従事している者をいう。
- (3)「事務職員」とは、センターの職員のうち、事務に従事している者をいう。
- (4)「不正」とは、実態と異なる謝金又は賃金の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求など、関係法令や県の関係規程及び公的研究費の配分機関の定め違反して公的研究費を使用することをいう。
- (5)「通報」とは、センター内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申し出及び相談をいう。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取り扱いをするものとする。

(最高管理責任者)

第3条 本センターに、センター全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

- 2 最高管理責任者は、所長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本センターに、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

- 2 統括管理責任者は、企画管理室長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、公的研究費の不正防止並びに運営・管理のため、次の各号に定める業務を行うものとする。
 - (1) 不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる研究員及び事務職員（以下「研究員及び事務職員」という。）に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 研究員及び事務職員が、適切に公的研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(公的研究費の適正な運営・管理)

第5条 最高管理責任者は、交付内定を受けた公的研究費の受け入れ及び使用に関する事務を企画管理室総務班に処理させるものとする。

- 2 公的研究費の事務処理手続きに関するルール及び決裁権限等については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)、職員等の旅費に関する条例(昭和28年秋田県条例第63号)等(以下「財務規則等」という。)の関連規程の定めるところによるものとする。
- 3 統括管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して統一的な理解を図るため、次に掲げる事項を整備するものとする。
 - (1) 財務規則等の関連規程と運用の実態が乖離していないか、また、適切なチェック体制が保持できているかを定期的に点検し、必要に応じて見直しをする。
 - (2) 研究員と事務職員の権限と責任について、センター内の合意形成を図る。
 - (3) センターが定める事務分掌と業務分担の実態との間に乖離が生じた場合は、適切な措置を講ずる。
- 4 統括管理責任者は、公的研究費の事務処理手続きについては、財務規則等を準用することを研究員及び事務職員に対して周知し、効率的かつ適正な執行に努めるものとする。
- 5 研究員は、常に予算の執行状況を把握し、研究を推進しなければならない。

(行動規範等)

第6条 研究員及び事務職員は、競争的資金等は公的資金によるものであり、センターの責任において管理するものであることを十分に認識し、次に定める行動規範を遵守しなければならない。

- (1) 研究員は、研究者としての倫理を守り、研究の推進に当たっては、この規程に従い公的研究費の適正な使用に努めなければならない。
 - (2) 事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識の下で公的研究費を管理しなければならない。
 - (3) 研究員及び事務職員は、公的研究費の事務処理に関する権限と責任について理解を共有し、この規程に基づき、職務権限に応じた明確な決裁手続き等を行わなければならない。
- 2 最高管理責任者は、研修、指導等のコンプライアンス教育を通じて、前項の行動規範等を周知徹底し、関係者の意識向上に努めるとともに、研究員及び事務職員の受講状況及び理解度について把握しなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため、受講の機会等に研究員から誓約書(様式1)の提出を求めるものとする。

(不正防止計画)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費に係る不正使用について、その疑いも含めて、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、不正を発生させる要因を把握したうえで、これらの要因に対応した不正防止計画を策定するものとする。

- 2 統括管理責任者は、不正防止計画に基づき、研究員及び事務職員に対し、不正の防止に係る啓発等を実施するものとする。

(通報窓口)

第8条 公的研究費の不正に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、次の各号によるものとする。

- (1) 本センターに対する通報は、企画管理室とする。
- (2) 県に対する通報は、秋田県公益通報受付窓口（総務部総務課）とし、「職員等からの通報処理に関する要綱」により取り扱うものとする。
- 2 公的研究費の不正に関して疑いがあると思料する者は、封書、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談等により通報窓口に通報するものとする。
- 3 前項の規定による通報は、原則として、当該通報を行った者の氏名、連絡先、不正行為を行ったとする職員の氏名又は研究グループ等の名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されなければならない。
- 4 企画管理室職員は、通報を受け付けたときは、速やかに当該通報の内容を統括管理責任者を經由し、最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、通報者の保護を徹底するとともに被通報者を誹謗中傷等から保護する方策を講じなければならない。

(不正に係る調査及び措置)

第9条 最高管理責任者は、通報の受付から 30 日以内に通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を公的研究費を配分する機関（以下「配分機関」という。）に報告するものとする。併せて、統括管理責任者に事実関係の調査を命ずるものとする。

- 2 前項の調査の結果、不正の疑いが存在すると思料されるときは、不正調査を実施することとし、公的研究費調査会（以下「調査会」という。）を設置するものとする。なお、不正の疑いが存在しないと決定した場合は、理由を付して通報者に通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査会の設置に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。
- 4 調査会は、統括管理責任者を代表者とし、最高管理責任者が指名する職員若干名をもって構成する。調査会が必要と認めるときは、他の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。
- 5 調査会は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。
- 6 調査会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。
- 7 調査会は、前項の調査をするにあたり、調査対象者及び関係者から事情聴取等公正な調査を実施し、不正の有無を認定するものとし、認定後は速やかに最高管理責任者へ文書で報告するものとする。
- 8 最高管理責任者は、不正と認定した調査結果については、速やかに「秋田県人事事務取扱要綱」に規定する「職員事故報告書」により知事に報告するものとする。
- 9 最高管理責任者は、通報等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合であつ

ても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。

- 10 最高管理責任者は、配分機関から要求があった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(内部監査等)

第 10 条 モニタリング及び内部監査（以下「内部監査等」という。）は、企画管理室企画・マーケティング班で実施するものとする。

- 2 内部監査等は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施するとともに、公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。また、センターの実態に即して分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施するものとする。
- 3 内部監査等の担当者は、関係職員に対して必要な資料の提出及び説明を求めることができるものとする。
- 4 内部監査等の担当者は、内部監査等の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、必要と認められる場合は、措置を講じなければならない。
- 6 最高管理責任者及び内部監査等の担当者は、文部科学省等が実施する調査（書面、面接、現地調査を含む）に協力しなければならない。

(庶務)

第 11 条 この規程に関する庶務は、企画管理室総務班が行うものとする。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の管理・監査等に必要な事項は、所長が別に定める。

附則 この規程は、平成 27 年 1 月 27 日から施行する。

誓約書

私は、下記研究課題にかかわる公的研究費の交付を受けるに当たり、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」並びに「秋田県総合食品研究センターにおける公的研究費の管理・監査に関する規程」に従い、コンプライアンス及び研究者としての行動規範を遵守しつつ、交付された研究費を適正に使用することを誓約いたします。

なお、それらに反した場合は、処分と法的責任を負うことを理解しています。

(区 分) 研究代表者 研究分担者

(研究費名) 科学研究費補助金

学術研究助成基金助成金

その他の研究費

()

(研究課題名) _____

年 月 日

秋田県総合食品研究センター所長 様

所 属 : _____

職 名 : _____

氏 名 : _____

(自 署)